

第3編 災害応急対策計画

第1章 災害応急対策の活動体制（各機関）

第1節 計画の方針

府の地域において震災が発生し、又は発生する恐れがある場合において、防災関係機関はその有する全機能を發揮して、災害の予防及び災害応急対策を迅速かつ強力に推進するため、法令及び防災計画並びに当該機関の防災に関する計画の定めるところにより、その活動体制に万全を期する。

第2節 防災関係機関の初動体制

震災が発生したときに、防災関係機関が実施する災害応急対策活動は、次表に掲げる計画、規程等による。

表3.1.1 災害応急対策活動に係る計画、規程等

防災関係機関		計画、規程等
京都府		<ul style="list-style-type: none"> ○ 京都府災害対策本部条例等 [資料編3-1、3-2、3-3] ○ 京都府防災規程等 ○ 京都府緊急消防援助隊受援計画
京都府警察本部		<ul style="list-style-type: none"> ○ 京都府災害対策本部条例 ○ 警備実施要則 ○ 警備実施に関する訓令 ○ 緊急事態対処要綱 ○ 京都府防災規程等
京都府教育委員会		<ul style="list-style-type: none"> ○ 京都府災害対策本部条例 ○ 京都府防災規程 ○ 教育関係機関災害活動計画
府内市町村	京都市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 京都市災害対策本部条例 ○ 京都市災害対策本部要綱
	他の市町村	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各市町村災害対策本部条例 ○ 各市町村災害対策本部規程
指定 地方 行政 機関	近畿管区警察局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警備実施要則 ○ 近畿管区警察局防災業務計画 ○ 緊急事態における近畿管区警察局の組織に関する訓令 ○ 近畿管区警察局警察災害派遣隊運用要綱

防災関係機関		計画、規程等
指 定 地 方 行 政 機 関	近畿財務局	○ 近畿財務局総合防災マニュアル
	近畿厚生局	
	近畿農政局	○ 近畿農政局防災業務計画 ○ 近畿農政局災害対策本部運営要領 ○ 米穀の買入れ・販売等に関する基本要領
	近畿中国森林管理局	○ 近畿中国森林管理局防災業務計画 ○ 京都大阪森林管理事務所防災業務計画 ○ 震災対応マニュアル
	近畿経済産業局	○ 近畿経済産業局防災業務実施要領
	中部近畿産業保安監督部近畿支部	○ 中部近畿産業保安監督部近畿支部防災業務実施要領
	近畿運輸局	○ 近畿運輸局防災業務計画
	大阪航空局	
	大阪管区气象台 京都地方气象台	○ 津波警報事項等の通知方法の細目 ○ 大阪管区气象台非常災害対策要領 ○ 京都地方气象台非常災害対策措置要領
	第八管区海上保安本部	○ 海上保安庁防災業務計画 ○ 第八管区海上保安本部地震災害対策本部規則 ○ 第八管区海上保安本部地震災害対応マニュアル
	近畿総合通信局	○ 近畿総合通信局防災等業務実施規程 ○ 近畿総合通信局緊急事態対応マニュアル
	京都労働局	○ 京都労働局防災業務実施要領
	近畿地方整備局 舞鶴港湾事務所 福知山河川国道事務所 京都国道事務所	○ 近畿地方整備局防災業務計画 ○ 舞鶴港湾事務所災害対策部運営計画 ○ 福知山河川国道事務所災害対策部運営計画 ○ 京都国道事務所災害対策運営計画
	木津川上流河川事務所 淀川河川事務所 淀川ダム統合管理事務所	○ 木津川上流河川事務所災害対策部運営計画 ○ 淀川河川事務所災害対策部運営計画 ○ 淀川ダム統合管理事務所河川関係災害対策部運営計画

防災関係機関		計画、規程等
自衛隊 福知山駐屯部隊 大久保駐屯部隊 宇治駐屯部隊 海上自衛隊舞鶴地方総監部		<ul style="list-style-type: none"> ○ 第7普通科連隊災害派遣計画 ○ 第4施設団災害派遣計画 ○ 宇治駐屯地災害派遣計画 ○ 舞鶴地方隊災害派遣計画
指 定 公 共 機 関	西日本電信電話株式会社（京都支店）	○ 西日本電信電話株式会社災害対策規定
	日本赤十字社（京都府支部）	○ 日本赤十字社救護規則
	西日本旅客鉄道株式会社 （京都支社、福知山管理部、大阪支社、 金沢支社）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 鉄道事故及び災害応急処置準則 ○ 鉄道事故及び災害応急処置要項
	東海旅客鉄道株式会社 （関西支社）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災業務実施計画 ○ 新幹線運転事故及び災害応急処理取扱標準
	日本放送協会（京都放送局）	○ 京都放送局非常災害対策ハンドブック
	関西電力株式会社	○ 防災業務計画
	関西電力送配電株式会社（京都本部）	○ 防災業務計画
	日本銀行（京都支店）	○ 災害対策の要領
	日本通運株式会社（京都支店）	
	水資源機構（関西・吉野川支社）	○ 水資源機構防災業務計画
大阪ガス株式会社 大阪ガスネットワーク株式会社（京滋事 業部）	○ 防災業務計画、災害その他非常の場合の措置	
指 定 地 方 公 共 機 関	株式会社京都放送	<ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急非常事態編成取材対策要綱 準備体制（第1種） 災害体制（第2種） 非常災害体制（第3種）
	一般社団法人京都府医師会	
	佐川急便株式会社	○ 佐川急便防災業務計画

第3節 府の活動体制（各機関）

第1 責務

府は、府の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、法令又はこの計画の定めるところにより、指定行政機関、指定公共機関、その他防災機関の協力を得て、職員の安全の確保に十分に配慮しつつ、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、その所掌事務に係る災害応急対策をすみやかに実施するとともに、府内市町村が処理する災害応急対策の実施を支援し、かつ総合調整を行う。

そのほか、マスコミ報道、ホームページ、X（旧ツイッター）やフェイスブックなどのSNS等多様な手段で情報収集する。

第2 活動体制

府は、前記「第1 責務」を遂行するため、必要があるときは本計画及び本部条例並びにこれに基づき別に定める京都府防災規程により府災害対策本部を設置し、災害応急対策にあたる。

1 災害警戒本部の設置等

(1) 災害警戒本部の設置等

知事を本部長とする災害警戒本部並びに府広域振興局長を支部長とする災害警戒支部の設置、閉鎖及び所掌業務については、「一般計画編第3編第1章第2節」に準じることとし、災害警戒本部の職員の配備については、第8の動員計画による。

府の地域に震度4、5弱若しくは5強の地震が観測されたとき、又は津波注意報若しくは津波警報が発表されたときは、直ちに災害警戒本部（支部）を設置するものとする。また、気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」又は「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表されたときは直ちに災害警戒本部（支部）を設置し、必要と認めたときは、災害対策本部（支部）を設置する。

なお、「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表された際は、警戒準備体制とする。

(2) 京都府危機管理緊急参集チームの参集等

ア 府の地域に震度5強の地震が観測されたとき又は津波警報が発表されたときは、危機管理監及び次の関係部局の長等で構成する緊急参集チームが直ちに参集する。

知事直轄組織（職員長）

危機管理部
総合政策環境部
健康福祉部
農林水産部
建設交通部
警察本部
教育庁

また、危機管理監は、被害状況に応じて必要と認めたときは、緊急参集チームを招集する。

イ 緊急参集チームは、「一般計画編第3編第1章第2節」に掲げる業務を行う。

2 府災害対策本部の組織等

(1) 設置

府の地域に、地震、津波等による予想し難い災害が発生した場合は、緊急参集チームの協議結果を踏まえ、知事が設置を決定する。（災害対策本部長…知事、災害対策副本部長…副知事）

ただし、府の地域に震度6弱以上の地震が観測されたときは、本文の規定にかかわらず直ちに設置する。

ア 本部の組織

図3.1.1 に示した通りである。

イ 本部の事務分掌

表3.1.2 に示した通りである。

(2) 閉鎖

被害が拡大するおそれが解消し、応急対策活動がおおむね終了したときは、知事（災害対策本部長）が閉鎖を決定する。

(3) 本部長の代理

災害対策本部長に事故があるとき、又は災害対策本部長が欠けたときは、災害対策副本部長がその職務を代理する。

3 災害対策本部の運用

(1) 運用計画

ア 府の災害に対処する組織は、(ア) 指揮命令系統を確立すること。(イ) できる限り簡素化し名目的、形式的なものを排除すること。(ウ) 責任分担を明確にすること等を考慮し、直接応急対策活動に関係のある部課のみで組織し、その他のものについては動員要員とする。

イ 災害対策本部の設置及び閉鎖は、前項の基準によって行うものとし、一般に公告する。

ウ 災害対策本部の組織は図3.1.1に、また、事務分掌は表3.1.2に示すとおりとし、災害対策本部の活動は、災害の規模、程度によってそれぞれの体制をとるものとする。

エ 災害対策本部の運営は、対策本部会議で決定した災害の予防及び応急対策の総合的な基本方針に基づき、事務分掌の迅速な処理に努める。

オ 災害対策本部の各部各班の事務分掌の活動細目は、京都府災害時応急対応業務マニュアル及び各部活動計画により定める。

カ 災害対策本部の各部各班の連絡を密にし、災害対策業務を円滑に実施するため、必要に応じ、事務局次長（防災監）を長とし、調整班長、各主管班長等で構成する災害対策本部連絡会議を設置する

キ 国が非常（緊急）災害現地対策本部又は政府現地連絡調整室若しくは政府現地災害対策室を、関西広域連合が現地支援本部を設置した場合は、被害状況の報告、関係機関との連絡調整等積極的な連携を図ることとする。

(2) 災害対策本部会議

本部長（知事）は、府の災害応急対策を推進するため、本部長、副本部長及び本部員で構成する災害対策本部会議を開催し、災害の予防及び応急対策の総合的な基本方針を決定し、次の事項について具体化するものとする。

ア 本部の非常配備態勢に関すること。

イ 救助法の適用に関すること。（災害対策本部会議を開催する暇がないときは、知事の判断により決定する。）

ウ 国、他府県及び市町村の応援に関すること。

エ 自衛隊に対する災害派遣要請に関すること。

オ 部長及び支部長に対する事務の委任に関すること。

カ その他重要な災害対策に関すること。

(3) 災害対策本部の各部各班は、災害対策本部会議の決定した方針に基づき、災害対策業務の実施にあたる。

(4) 災害対策本部の事務局は調整部が担う。事務局長を危機管理監、事務局次長を防災監とし、事務局員（調整班）は危機管理部職員及び非常時専任職員等とする。調整班に業務に応じたグループを設置し、各グループの事務分掌は、京都府災害時応急対応業務マニュアルに定める。

(5) なお、府は市町村と連携して、京都府災害時応急対応業務マニュアルを活用した訓練を実施する。

4 災害対策支部の活動等

(1) 災害対策本部の地方組織として、応急対策を実施するため必要があるときは、各府広域振興局管内ごとに府広域振興局長を支部長とする災害対策支部を設置する。

(2) 災害対策支部の設置及び閉鎖は、災害対策本部長の指示に基づき、対策支部長が行うものとする。

(3) 災害対策支部の組織及び編成は、各地域の実情に応じ、対策支部長があらかじめ定めるものとする。その際、初動期における被害状況の迅速な把握を行い得るものであるとともに、連絡調整を行う職員の派遣など、市町村との連携強化を図るものとなるよう配慮するものとする。

(4) 災害対策支部の活動に必要な事項は、別に対策支部活動計画により定めるものとする。その際、迅速かつ適切な住民対応を図るため、被災地域への訪問、被害への相談対応、市町村が行う住民支援活動のバックアップなどが行われるよう配慮するものとする。

第3 航空運用調整班運用計画

京都府災害対策本部航空運用調整班の運用計画について定める。

なお、あらかじめ消防防災ヘリ、警察ヘリ、ドクターヘリ等災害時の航空機の利用について協議する。

1 航空運用調整班の設置

災害対策本部長は、航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のための航空機の運用に関し、関係機関の航空機との活動調整を図るため、府災害対策本部に航空運用調整班を設置する。

2 航空運用調整班の所掌事務

航空運用調整班は、関係機関の航空機運用関係者などの参画を得て、ヘリコプターの派遣要請の受付及び参画機関への任務の分担調整・出動要請、ヘリコプターの活動状況の把握及び活動記録の作成、ヘリコプターの活動基盤の調整、ヘリコプターの活動に必要な気象情報の収集・提供、ヘリコプターの安全運航対策に関する調整などを行うものとする。

3 航空運用調整班の班員

- (1) 航空運用調整班の班長は、災害対策課参事とする。
- (2) 航空運用調整班の構成員は、次のとおりとする。
 - ア 京都市消防局航空隊員
 - イ 関係機関航空隊員等
 - ウ その他災害対策本部長が必要と認める者

第4 保健医療福祉調整本部等運用計画

1 保健医療福祉調整本部・調整地域本部の設置趣旨

災害時に被災状況、関係機関の対応状況等の情報を集約・分析・提供し、健康福祉部の本庁及び保健所、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）、各地域機関、保健医療福祉活動チームが、一体となって組織的な保健医療福祉活動を行うため、保健医療福祉調整本部（以下「調整本部」という。）・同調整地域本部（以下「調整地域本部」という）を設置する。

また、平時から保健医療福祉活動チームと合同での訓練や研修、会議の開催等により、災害時の保健医療福祉活動に係る関係者間の連携体制の構築や共通認識を醸成する。

※ 保健医療福祉活動チームとは、災害派遣医療チーム（DMAT）、救護班（医師会、日本赤十字社等）、保健師・管理栄養士チーム、日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）、日本災害歯科支援チーム（JDAT）、災害派遣福祉チーム（DWAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、災害リハビリテーション支援チーム（JRAT）、災害支援ナース等を指す。

2 保健医療福祉調整本部・調整地域本部の設置

- (1) 調整本部は、災害対策本部の組織下に属し、本庁に設置する。
- (2) 調整地域本部は、災害対策支部の組織下に属し、各保健所に設置する。

3 保健医療福祉調整本部・調整地域本部の構成

- (1) 保健医療福祉調整本部長は、健康福祉部長とし、本部長を補佐するため統括DHEATを配置する。
- (2) 保健医療福祉調整支部長は、各保健所長とする。

4 保健医療福祉調整本部・調整地域本部の機能

- (1) 調整本部は、府地域防災計画に定める対策の遂行のため、健康福祉部各班の指揮命令及び情報の統括を行うとともに、他の部、関係団体等との調整機能を担う。
- (2) 調整本部は、府内に派遣された保健医療福祉活動チームを調整支部に派遣するなどの指揮・連絡を行うとともに、調整地域本部等と連携し、保健・医療・福祉等に係る活動の情報共有・支援を行う。
- (3) 調整地域本部は、保健所の各対策班の指揮命令を行うとともに、管内の保健・医療・福祉等に係る情報を統括し、関係機関と情報共有する。
- (4) 調整地域本部は、管内に派遣された保健医療福祉活動チームへの指揮・連絡を行うとともに、現地活動を支援する。

5 保健医療福祉調整本部・調整地域本部の役割

- (1) 保健・医療・福祉等に関する災害対応の統括
 - ア 部内又は保健所内各班の体制の確立・対策の進捗管理
 - イ 関係機関との調整等
- (2) 被害状況・保健医療福祉ニーズ等に関する情報収集・分析、情報共有
- (3) 保健医療福祉活動チームの派遣調整
- (4) 不足物資、ライフライン復旧等に係る関係機関との調整

第5 企業等の事業継続に係る情報提供・収集窓口

企業等の事業継続に係る情報提供・収集が必要であるときは、災害対策本部にそのための窓口を設置する。

第6 ライフラインの復旧調整

人命に関わる施設、防災関係機関等の施設の復旧又は企業等の事業継続等のため、各ライフラインの復旧について情報収集又は調整の必要があるときは、災害対策本部は各ライフライン事業者に連絡調整員の派遣を要請して、各ライフラインの被災状況、復旧状況等を情報共有する場を設置することとし、被災状況に応じて復旧の日程や箇所を調整を行う。

第7 現地災害対策本部運用計画

京都府災害対策本部条例第4条の規定による現地災害対策本部の運用計画について定める。

1 現地災害対策本部の設置

- (1) 災害対策本部長は、災害地と災害対策本部との連絡調整及び機動的かつ迅速な災害応急対策のため、特に必要であると認める場合には、現地災害対策本部を設置する。
- (2) 現地災害対策本部の設置は、原則として一の災害の一つとする。
- (3) 現地災害対策本部は、原則として最も被害の大きいと見込まれる市町村を所管する府広域振興局に置くこととする。

2 現地災害対策本部の所掌事務

現地災害対策本部は、災害地において機動的かつ迅速に処理することが適当なものであると災害対策本部長が認める事務を行う。

3 現地災害対策本部の職員

- (1) 現地災害対策本部長は、災害対策本部長が災害対策副本部長のうちから指名する。
- (2) 現地災害対策本部長は、別表に定める基準による災害対策本部各部からの推薦に基づき、現地災害対策本部員及びその他の職員を指名する。

4 現地災害対策本部の運営

- (1) 現地災害対策本部においては、総務、広報、被害情報、交通規制、救助・救急、消火、医療、避難者対策、緊急輸送等ごとの担当者を定めるものとする。
- (2) 現地災害対策本部長は、連絡要員を被災市町村の災害対策本部に常駐させ、現地災害対策本部との連絡を密にするよう努めるものとする。
- (3) 現地災害対策本部長は、定期的に現地災害対策本部会議及び被災市町村との打合せを行うよう努めるとともに、現地の状況について現地災害対策本部員又はその他の職員に調査させるとともに、適宜報告を求め、必要に応じて指示を行うものとする。
- (4) 現地災害対策本部は、災害対策本部との連絡を密にし、定期的な報告を行わなければならない。この場合災害対策本部は、災害対策本部員を通じて各部局に情報を提供するものとする。

別表

<p>現地災害対策本部長 副知事</p>
<p>現地災害対策本部員 総合政策環境部副部長 健康福祉部副部長 農林水産部副部長 建設交通部技監 教育庁教育監 警察本部警備部理事官 その他関係部局の職員で必要と考えられる者</p>
<p>その他の職員 危機管理総務課長 広報課参事 健康福祉総務課参事 農政課参事 監理課参事 教育庁総務企画課長 警察本部警備部警備第一課警備対策官 その他関係部局の職員で必要と考えられる者</p>

(注) 被害の状況又は事態の推移に応じて、適宜変更するものとする。

図3.1.1 京都府災害対策本部組織図

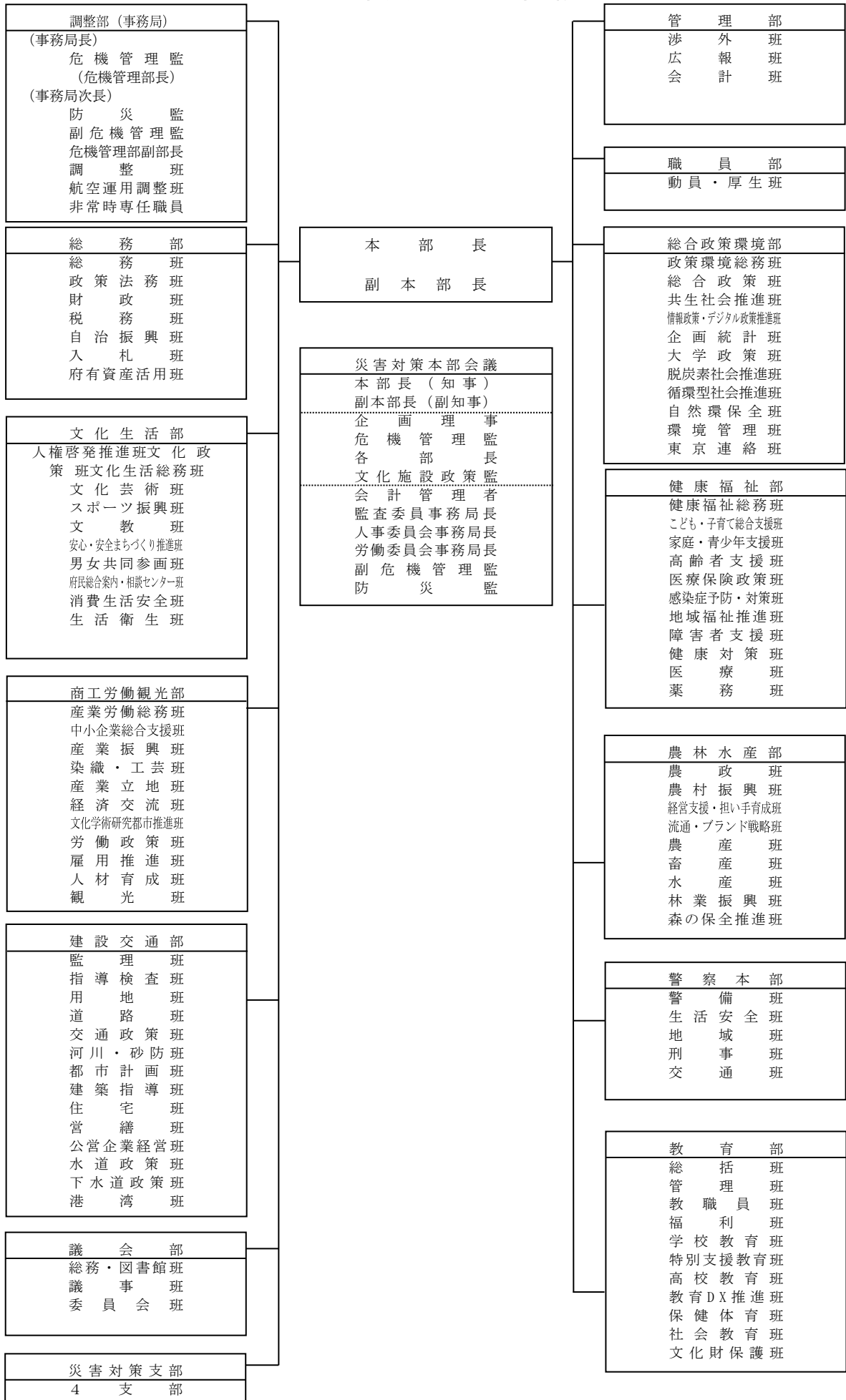


表3.1.2 災害対策本部の事務分掌

部 名	部 長 及 び 副 部 長 担 当 職	班 名	班 長 担 当 職	事 務 分 掌
調 整 部	部長 (事務局長) 危機管理監 (危機管理部長) 副部長 (事務局次長) 防 災 監 副部長 副 危 機 管 理 監 副部長 危機管理部副部長	調 整 班	災害対策課長 (副班長： 危機管理総務課長 原子力防災課長 消防保安課長)	1 対策本部の設置及び閉鎖に関すること。 2 災害対策本部の事務局に関すること。 3 本部会議及び連絡会議に関すること。 4 各部及び各対策支部との調整に関すること。 5 防災会議に関すること。 6 被害状況及び災害応急対策状況等の総括及び情報、資料等の収集整理、伝達、記録に関すること。 7 自衛隊その他政府関係機関等に対する連絡及び要請に関すること。 8 災害時応援協定団体等に対する連絡及び要請の総括に関すること。 9 ライフライン事業者等との連絡及び調整の統括に関すること。 10 消防機関の活動の把握及び指示に関すること。 11 市町村災害対策本部に対する応援の総括に関すること。 12 災害救助法の運用に関すること。 13 備蓄物資の供給及び救援物資の調達並びに供給に関すること。 14 緊急輸送体制の整備に関すること。 15 帰宅困難者等対策に関すること。 16 京都BCPの実施に関すること。 17 危険物の防災対策に関すること。 18 被災者の生活再建支援に関すること。 19 災害復旧・復興の調整に関すること。 20 義援品の受付及び配分に関すること。
		航空運用調整グループ	災害対策課参事	1 ヘリコプターの派遣要請の受付及び関係機関への任務の分担調整・出動要請に関すること。 2 ヘリコプターの活動状況の把握及び活動記録の作成に関すること。 3 ヘリコプターの活動基盤に関する調整に関すること。 4 ヘリコプターの活動に必要な気象情報の収集・提供に関すること。 5 ヘリコプターの安全運行対策の調整に関すること。
管 理 部	部長 知 事 室 長	渉 外 班	秘 書 課 長	1 部内各班の体制の確立及び関係各部及び部内各班との連絡調整に関すること。 2 部内各班の所管に属さないこと。 3 各種陳情の応接（他班の所管に属さないもの）及び被災地の慰問に関すること。 4 特に命じられたこと。 5 部内関係ボランティアの登録、受入れ及び派遣に関すること。 6 外国公館等との連絡に関すること。
		広 報 班	広 報 課 長	1 広報活動に関すること。 2 記者発表、資料提供等報道機関等への対応に関すること。
		会 計 班	会 計 課 長	1 災害関係費支出の審査及び支払いに関すること。 2 関係各部との連絡及び入札班との連絡調整に関すること。 3 義援金品の受け、保管に関すること。 4 部内関係ボランティアの登録、受入れ及び派遣に関すること。
		動 員 ・ 厚 生 班	職 員 総 務 課 長	1 部内の体制の確立及び関係各部との連絡調整に関すること。 2 対策本部要員、職員の動員及び健康管理に関すること。 3 市町村に対する応援派遣に関すること。 4 府職員の被災状況調査及び見舞いに関すること。
職 員 部	部長 職 員 長	総 務 班	総 務 調 整 課 長	1 部内各班の体制の確立及び関係各部との連絡調整に関すること。 2 他部及び部内各班の所管に属さないこと。 3 部内関係ボランティアの登録、受入れ及び派遣に関すること。

総務部	部長 総務部長 副部長 総務部副部長	政策法務班	政策法務課長	1 部内各班の応援に関する事。
		財政班	財政課長	1 災害予算等府財政に関する事。
		税務班	税務課長	1 被災納税者への減免措置等に関する事。 2 京都市内における義援金品の受付窓口に関する事。
		自治振興班	自治振興課長	1 被災市町村行財税政の調査助言に関する事。 2 市町村職員派遣の斡旋に関する事。
		入札班	入札課長	1 衣料、寝具、日用必需物資等救助物資及び応急復旧資材の調達及び搬送に関する事。 2 公用車の配車に関する事。
		府有資産活用班	府有資産活用課長	1 府有財産の被害状況調査に関する事。 2 府有財産の管理指導に関する事。 3 応急用必需物品の管理に関する事。 4 庁内の警備に関する事。 5 庁内の建物及びその附属設備の管理及び応急措置に関する事。 6 庁内電話交換の運営に関する事。
		政策環境総務班	政策環境総務課長 地域政策室長	1 部内各班の体制の確立及び関係各部との連絡調整に関する事。 2 関係機関・団体との連絡調整に関する事。 3 部内関係ボランティアの登録、受入れ及び派遣に関する事。
総合政策環境部	部長 総合政策環境部長 副部長 総合政策環境部副部長 副部長 総合政策環境部技監	総合政策班	総合政策室長	1 関係機関・団体との連絡調整に関する事。 2 政府等に対する要望に関する事。
		共生社会推進班	共生社会推進室長	1 在住外国人支援に関する事。
		情報政策・デジタル政策推進班	情報政策課長 デジタル政策推進課長	1 京都デジタル排水ネットワークの機能確保に関する事。 2 各種情報システムの機能確保に関する事。
		企画統計班	企画統計課長	1 部内各班の応援に関する事。
		大学政策班	大学政策課長	1 府大学の被害調査に関する事。
		脱炭素社会推進班	脱炭素社会推進課長	1 部内各班の応援に関する事。 2 災害時電気自動車等協力協定団体との連絡調整に関する事。
		循環型社会推進班	循環型社会推進課長	1 関係機関・団体との連絡調整に関する事。 2 廃棄物処理及びし尿処理に関する事。
		自然環境保全班	自然環境保全課長	1 自然公園等の施設の被害状況調査に関する事。
		環境管理班	環境管理課長	1 被災に伴う環境への影響把握に関する事。
		東京連絡班	東京事務所長	1 政府、国会等に対する情報連絡及び広報に関する事。 2 中央の情報収集及び連絡に関する事。
		人権啓発推進班	人権啓発推進室企画参事	1 隣保館等の被害状況調査に関する事。 2 関係機関との連絡調整に関する事。
文化生活部	部長 文化生活部長 副部長 人権啓発推進室長 副部長 文化生活部副部長	文化政策班	文化政策室長	1 関係機関・団体との連絡調整に関する事。 2 所管施設の被害状況調査及び応急措置に関する事。 3 社寺等の被害調査に関する事。
		文化生活総務班	文化生活総務課長	1 部内各班の体制の確立及び関係各部との連絡調整に関する事。 2 関係機関・団体との連絡調整に関する事。 3 部内関係ボランティアの登録、受入れ及び派遣に関する事。 4 所管施設の被害状況調査及び応急措置に関する事。 5 旅券の発給に関する事。
		文化芸術班	文化芸術課長	1 部内他班の応援に関する事。
		スポーツ振興班	スポーツ振興課長	1 体育関係施設等の被害状況調査及び応急措置に関する事。
		文教班	文教課長	1 私立学校の被害調査及び応急措置に関する事。 2 私立学校への被災者の受け入れ等に関する事。
		安心・安全まちづくり推進班	安心・安全まちづくり推進課長	1 警察との連絡調整に関する事。
		男女共同参画班	男女共同参画課長	1 男女共同参画関係施設の被害状況調査及び応急措置に関する事。 2 女性関係団体との連絡調整に関する事。
		府民総合案内・相談センター班	府民総合案内・相談センター長	1 被災者に対する相談活動に関する事。 2 住民の被災地等に係る照会、質問及び要望の処理に関する事。
		消費生活安全班	消費生活安全センター長	1 協定に基づく衣料、寝具等生活必需品の救助物資及び応急復旧資材の確保及び斡旋に関する事。 2 その他協定に基づく応急対策用食料品の調達又

				は斡旋に関すること。
		生活衛生班	生活衛生課長	<ol style="list-style-type: none"> 生活衛生に関すること。 遺体の埋葬に関すること。 獣医師会及び動物愛護関係団体との調整に関すること。
		健康福祉総務班	健康福祉総務課長	<ol style="list-style-type: none"> 部内各班の体制の確立及び関係各部との連絡調整に関すること。 健康福祉部に必要な情報収集及び調査並びに連絡に関すること。 保健医療福祉調整本部の事務局に関すること。 保健師の派遣に関すること。 部内関係ボランティアの登録、受入れ及び派遣に関すること。
健康福祉部	部長 健康福祉部長 副部長 健康福祉部副部長	こども・子育て総合支援班	こども・子育て総合支援室長	<ol style="list-style-type: none"> 児童福祉施設の被害状況調査及び応急措置に関すること。 災害地における臨時保育所の指導に関すること。
		家庭・青少年支援班	家庭・青少年支援課長	<ol style="list-style-type: none"> 児童養護施設及び青少年育成施設等の被害状況調査及び応急措置に関すること。 ひとり親世帯の被害状況調査及び母子及び父子並びに寡婦福祉資金の緊急貸付に関すること。 各種青少年団体との連絡調整に関すること。
		高齢者支援班	高齢者支援課長	<ol style="list-style-type: none"> 老人保健施設及び老人福祉施設の被害状況調査及び応急措置に関すること。 生活不活発病への予防等リハビリテーション支援に関すること。 関係団体との連絡調整に関すること。
		医療保険政策班	医療保険政策課長	<ol style="list-style-type: none"> 関係団体との連絡調整に関すること。 部内各班の応援に関すること。
		感染症予防・対策班	感染症予防・対策課長	<ol style="list-style-type: none"> 感染症の予防に関すること。
		地域福祉推進班	地域福祉推進課長	<ol style="list-style-type: none"> 社会福祉施設（他班の所管を除く。）の被害状況調査及び応急措置に関すること。 一般ボランティアの登録、受入れ及び派遣の総括に関すること。 京都府災害ボランティアセンターに関すること。 義援金の受付及び配分に関すること。 見舞金品の受付に関すること。 関係団体との連絡調整に関すること。
		障害者支援班	障害者支援課長	<ol style="list-style-type: none"> 心の健康相談に関すること。 障害者支援施設等の被害状況調査及び応急措置に関すること。 関係団体との連絡調整に関すること。
		健康対策班	健康対策課長	<ol style="list-style-type: none"> 保健師・栄養士の派遣及び保健活動に関する情報収集に関すること。 感染症の予防に関すること。
		医療班	医療課長	<ol style="list-style-type: none"> 医療救護及び助産に関すること。 日本赤十字社京都支部、京都府医師会及び関係医療団体・機関との連絡調整に関すること。 医療機関の被害状況調査及び応急措置に関すること。 洛南病院及び看護学校との連絡調整に関すること。
		薬務班	薬務課長	<ol style="list-style-type: none"> 医療品の整備及び補給に関すること。 防疫用薬品の確保に関すること。 毒劇物の流出対応に関すること。
		産業労働総務班	産業労働総務課長	<ol style="list-style-type: none"> 観光関係の被害状況調査に関すること。 商工労働観光部の活動に必要な情報収集に関すること。 部内関係ボランティアの登録、受入れ及び派遣に関すること。
商工労働観光部	部長 商工労働観光部長 副部長 港湾局長 副部長 企画調整理事 副部長 観光政策監 副部長	中小企業総合支援班	中小企業総合支援課長	<ol style="list-style-type: none"> 被害企業等の復興金融措置に関すること。 商業関係の被害状況調査及び応急措置の連絡・要請に関すること。 店舗等の応急復旧資材の確保及び斡旋に関すること。
		産業振興班	産業振興課長	<ol style="list-style-type: none"> 工業関係の被害状況調査及び応急措置の連絡・要請に関すること。 工業等の応急復旧資材の確保及び斡旋に関すること。

商工労働観光部副部長	染織・工芸班	染織・工芸課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 染織・工芸関係の被害状況調査に関すること。 2 店舗・工場等の応急復旧資材の確保及び斡旋に関すること。
	産業立地班	産業立地課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における府営工業団地についての連絡調整に関すること
	経済交流班	経済交流課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 貿易に係る障害についての連絡調整に関すること。 2 貿易機能確保についての連絡調整に関すること。
	文化学術研究都市推進班	文化学術研究都市推進課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 関西文化学術研究都市関係機関との連絡調整に関すること。
	労働政策班	労働政策室長	<ol style="list-style-type: none"> 1 勤労者福祉施設の被害状況調査及び応急措置に関すること。 2 災害地における勤労者福祉施設の活用に関すること。 3 労働（救援）団体との連絡調整に関すること。
	雇用推進班	雇用推進課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 労働関係機関との連絡調整に関すること。
	人材育成班	人材育成課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 各高等技術専門校の被害状況調査及び応急措置に関すること。
	観光班	観光室長	<ol style="list-style-type: none"> 1 観光関係の被害状況調査に関すること。 2 観光関係施設の応急復旧資材の確保及び斡旋に関すること。 3 観光客支援に関すること。
	農政班	農政課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内各班の体制の確立及び関係各部との連絡調整に関すること。 2 農林関係被害状況（凍霜害を除く。）の収集整理に関すること。 3 部内関係ボランティアの登録、受入れ及び派遣に関すること。 4 食の安心・安全に関する情報の収集・発信に関すること。
農林水産部 部長 農林水産部長 副部長 農林水産部副部長 副部長 農林水産部技監	農村振興班	農村振興課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 河川・砂防班との連絡に関すること。 2 ため池に係る水防活動及び管理指導に関すること。 3 農地・農業用施設等の被害状況調査及び応急復旧指導に関すること。
	経営支援・担い手育成班	経営支援・担い手育成課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 被害農林漁業者の復興金融措置に関すること。 2 担い手施策関連施設の応急復旧指導に関すること。 3 農林水産省所管固有財産の応急復旧に関すること。
	流通・ブランド戦略班	流通・ブランド戦略課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害後の農作物への栽培技術支援に関すること。
	農産班	農産課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 近畿農政局に対する連絡及び食糧確保の要請に関すること。 2 農作物被害状況調査及び農機具等の損害調査に関すること。 3 凍霜害による農林関係被害状況の収集整理に関すること。 4 肥料、農薬等生産資材の確保に関すること。 5 肥料、農薬等の安全性確保に関すること。 6 米穀の確保に関すること。
	畜産班	畜産課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 家畜・家きんの被害状況調査に関すること。 2 家畜の待避及び防疫指導に関すること。 3 飼料の確保に関すること。 4 動物用医薬品の確保に関すること。
	水産班	水産課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 水産関係の被害状況調査及び応急対策に関すること。 2 水産関係施設の応急復旧指導に関すること。 3 被害漁業者の復興金融措置に関すること。 4 宮津漁業用海岸局の利用に関すること。
	林業振興班	林業振興課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 森林被害状況調査に関すること。 2 林木及び治山施設の被害状況調査に関すること。
	森の保全推進班	森の保全推進課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 治山施設の被害状況調査に関すること。 2 治山施設の整備点検に関すること。 3 山崩れの応急措置の指導に関すること。 4 林道の整備点検に関すること。 5 林道の被害状況調査に関すること。
	監理部	監理課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内各班の体制の確立及び関係各部との連絡調整に関すること。

				2 部内関係ボランティアの登録、受入れ及び派遣に関すること。
建設交通部	部長 建設交通部長 副部長 企画調整理事 副部長 港湾局長 副部長 建設交通部技監 副部長 公営企業管理監	指導検査班	指導検査課長	1 公共土木施設等の応急復旧工事の技術指導に関すること。
		用地班	用地課長	1 用地事務の指導に関すること。 2 被災地における応急的な土地利用情報に関すること。
		道路班	道路計画課長 道路建設課長 道路管理課長	1 道路、橋梁等の整備点検に関すること。 2 道路、橋梁等及び通行規制の情報の把握及び通報、情報共有、府民・道路利用者への情報提供に関すること。 3 道路、橋梁等の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 4 近畿地方整備局及びその出先機関に対する連絡及び要請に関すること。 5 道路除雪の情報の把握及び通報に関すること。 6 道路除雪対策に関すること。 7 交通政策班との連絡に関すること。 8 都市施設のうち道路の被害調査に関すること。
		交通政策班	交通政策課長	1 公共交通関係機関との連絡調整に関すること。
		河川・砂防班	河川課長 砂防課長	1 水防に関すること。 2 ダム等河川附属物の運用についての指導又は監督に関すること。 3 河川・砂防及び海岸（国土交通省水管理・国土保全局所管）関係施設の整備点検に関すること。 4 水防関係情報の把握及び通報に関すること。 5 河川・砂防及び海岸（国土交通省水管理・国土保全局所管）の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 6 公共土木施設等被害状況の収集整理に関すること。 7 公共土木施設等の応急復旧調整に関すること。 8 雨量水位観測施設等の運用に関すること。 9 調整班及び農村振興班との連絡に関すること。 10 京都地方気象台及び近畿地方整備局及びその出先機関に対する連絡及び要請に関すること。 11 排水ポンプ車に関すること。
		都市計画班	都市計画課長	1 都市計画事務の指導に関すること。 2 公園等の施設の被害状況調査に関すること。
		建築指導班	建築指導課長	1 被災住宅に対する独立行政法人住宅金融支援機構復旧費の指導に関すること。 2 地震被災建築物の応急危険度判定に関すること。 3 被災宅地危険度判定に関すること。
		住宅班	住宅政策課長 住宅整備課長	1 府営住宅の応急修理に関すること。 2 公営住宅の被害状況調査及び応急復旧の指導に関すること。 3 応急仮設住宅に関すること。
		営繕班	営繕課長	1 府有建築物の被害状況調査及び応急復旧の指導に関すること。
		公営企業経営班	公営企業経営課長	1 関係機関・団体との連絡調整に関すること。 2 飲料用水等の供給に関すること。
		水道政策班	水道政策課長	1 関係機関・団体との連絡調整に関すること。 2 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること。
		下水道政策班	下水道政策課長	1 流域下水道施設の運転管理、被害状況調査、雨水幹線に関すること。 2 公共の汚水処理施設、市町村の雨水排水施設の被害状況調査に関すること。
		港湾班	港湾局副局長	1 港湾関係施設及び海岸（国土交通省港湾局所管）関係施設の整備点検に関すること。 2 港湾関係施設及び海岸（国土交通省港湾局所管）の被害状況調査及び応急復旧に関すること。
		総括班	総務企画課長	1 部内各班の体制の確立及び関係各部との連絡調整に関すること。 2 教育関係被害状況の総括整理に関すること。 3 広報活動及び報道機関との連絡に関すること。 4 部内関係ボランティアの登録、受入れに関すること。
教育部	部長	管理班	管理課長	1 教育施設設備の管理に関すること。

	教 育 長			2 教育施設設備の被害状況調査及び応急復旧、指導に関すること。
	副部長 教 育 次 長	教 職 員 班	教職員企画課長 教職員人事課長	1 教職員の被害状況の収集整理に関すること。 2 応急教育のための教職員体制に関すること。
	副部長 教育監兼学校危機管理監	福 利 班	福 利 課 長	1 公立学校共済組合施設及び教職員住宅の被害状況調査及び応急、復旧指導の収集整理に関すること。
	副部長 管 理 部 長	学 校 教 育 班	学 校 教 育 課 長	1 災害地における小学校、中学校及び義務教育学校児童生徒等の応急教育に関すること。 2 小学校、中学校及び義務教育学校の教育計画の変更に関すること。 3 教科書の調達及び配分に関すること。
	副部長 指 導 部 長	特別支援教育班	特別支援教育課長	1 災害地における特別支援学校児童生徒等の応急教育に関すること。 2 特別支援学校の教育計画の変更に関すること。 3 学用品の調達及び配分に関すること。
		高 校 教 育 班	高校改革推進室長 高 校 教 育 課 長	1 災害地における府立高校生徒の応急教育に関すること。 2 府立高校の教育計画の変更に関すること。
		教育DX推進班	教育DX推進課長	1 部内各班の応援に関すること。
		保 健 体 育 班	保 健 体 育 課 長	1 児童生徒等の被害状況の収集整理に関すること。 2 学校給食の措置及び指導に関すること。 3 児童生徒等の保健管理に関すること。 4 社会体育施設の被害状況の収集整理に関すること。
		社 会 教 育 班	社 会 教 育 課 長	1 社会教育施設の被害状況の収集整理に関すること。 2 社会教育関係団体に関すること。
		文 化 財 保 護 班	文 化 財 保 護 課 長	1 文化財の管理に関すること。 2 文化財の被害状況調査及び応急復旧に関すること。
	警 備 班 長	警 備 第 一 課 長	1 部内各班の体制の確立及び関係各部との連絡調整に関すること。 2 被災地における応急措置に関すること。 3 被害及び治安状況の把握に関すること。 4 警察部隊の応援派遣に関すること。 5 航空機の運用に関すること。	
警 察 本 部	部長 警 察 本 部 長	生 活 安 全 班	生活安全企画課長	1 被災地の犯罪予防に関すること。 2 行方不明者の相談に関すること。 3 危険物の応急対策に関すること。
	副部長 警 備 部 長	地 域 班	地 域 課 長	1 被災地の警戒警らに関すること。 2 警ら用無線自動車の運用に関すること。
	副部長 生 活 安 全 部 長	刑 事 班	捜 査 第 一 課 長	1 遺体の検視、死体調査、身元確認に関すること。
	副部長 地 域 部 長	交 通 班	交 通 規 制 課 長	1 被災地及びその周辺における交通規制に関すること。 2 緊急交通路の確保に関すること。 3 緊急通行車両の確認、標章及び証明書の交付に関すること。
	副部長 刑 事 部 長	総 務 ・ 図 書 館 班	総 務 課 長	1 部内各班の体制の確立及び関係各部との連絡調整に関すること。
議 会 部	副部長 交 通 部 長			
	部長 事 務 局 長	議 事 班	議 事 課 長	1 議員との連絡調整に関すること。
		委 員 会 班	委 員 会 課 長	1 議員への情報提供に関すること。
	副部長 事 務 局 次 長			

第8 動員計画（各機関）

災害の予防及び災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、災害対策本部要員及びその他職員の動員について、その要領等を以下のとおり定める。

1 災害警戒本部等の動員

災害警戒本部等を設置した場合における要員の動員は、表3.1.3による。

表3.1.3 京都府災害警戒本部等動員計画表

(数字は動員数)

	警戒準備体制		京 都 府 災 害 警 戒 本 部			
設置基準等	「南海トラフ地震 臨時情報（調査中）」の発表（16）	「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」又は「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」の発表（16）	震度4（12）	震度5弱及び5強（52）	津波注意報（11）	津波警報（36）
部課名						
知事直轄組織	広報課 1	広報課 1	広報課 1	秘書課 1、広報課 1、職員総務課 1、会計課 1		秘書課 1、職員総務課 1、会計課 1
危機管理部	危機管理総務課 災害対策課 原子力防災課 消防保安課 10	危機管理総務課 災害対策課 原子力防災課 消防保安課 10	危機管理総務課 災害対策課 原子力防災課 消防保安課 6	危機管理総務課 災害対策課 原子力防災課 消防保安課 15	危機管理総務課 災害対策課 原子力防災課 消防保安課 6	危機管理総務課 災害対策課 原子力防災課 消防保安課 15
総務部				総務調整課 1、自治振興課 1、入札課 1		総務調整課 1
総合政策環境部				政策環境総務課 2		政策環境総務課 2
文化生活部				文化生活総務課 1		文化生活総務課 1
健康福祉部	健康福祉総務課 1	健康福祉総務課 1	健康福祉総務課 1	健康福祉総務課 2、医療課 1		健康福祉総務課 1
商工労働観光部				産業労働総務課 1		産業労働総務課 1
農林水産部	農政課 1、農村振興課 1	農政課 1、農村振興課 1	農政課 1、農村振興課 1	農政課 1、農村振興課 4	水産課 1	農政課 4、水産課 1
建設交通部	監理課 1	監理課 1	監理課 1	監理課 2、道路計画課・道路建設課・道路管理課 4、河川課・砂防課 4、建築指導課 2、住宅政策課・住宅整備課 2	河川課・砂防課 2、港湾局 1	監理課 1、河川課・砂防課 3、港湾局 1
教育委員会				総務企画課 1		総務企画課 1
警察本部	警備第一課 1	警備第一課 1	警備第一課 1	警備第一課 3	警備第一課 1	警備第一課 1

2 災害対策本部及び支部の動員

- (1) 震災時における災害対策本部及び対策支部要員の動員は、事務局要員及び全動員を原則とする。
本部における事務局要員及びその他の動員計画は下表のとおりとし、事務局要員にあつては、原則として本庁に勤務する職員の中から、あらかじめ指定するものとする。
- (2) 震災発生時、特に緊急を要する業務に従事するため、(1)の災害対策本部要員のうち調整部調整班及び警察本部警備班に属する職員並びに5に定める非常時専任職員をもって本部長が指揮する緊急初動特別班を編成する。緊急初動特別班の編成及び業務は表3.1.4のとおりとする。

災害対策本部要員動員計画表（震災時）

動員の種類	状 況	調整部	管理部、職員部、総務部、総合政策環境部、文化生活部、健康福祉部、商工労働観光部、農林水産部、建設交通部	教育部、警察本部、議会部	備 考
事務局要員		全動員	各部2名	各部1名	計25名
その他の動員	多数の市町村の地域において災害救助法による応急救助の実施を必要とする大規模な被害が発生した場合		全 動 員	全 動 員	

表3.1.4 緊急初動特別班編成業務表

緊急初動特別班 (35人)	担 当	業 務 分 掌
	総務担当	班の総括・指揮に関すること。
情報担当	被害状況の把握及び情報の収集に関すること。	
広報担当	府民及び報道機関への情報提供に関すること。	
要請担当	自衛隊その他関係機関に対する要請に関すること。	
警察担当	警察本部との連絡及び警察部隊の応援派遣に関すること。	
医療担当	医師会、日本赤十字社等医療関係機関に関すること。	
消防担当	相互応援に関すること。	
広域担当	国、他府県との連絡調整及び応援要請に関すること。	

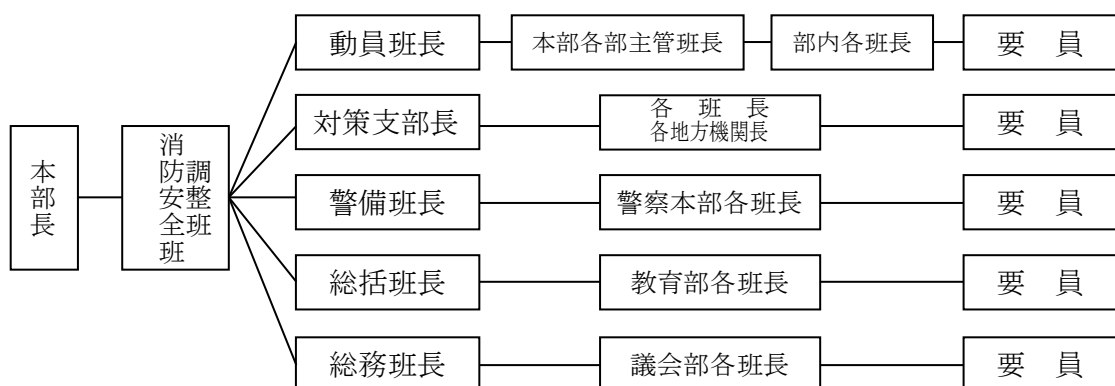
(注) 緊急初動特別班の活動細部は災害時応急対応業務マニュアルによるものとする。

- (3) 災害対策本部及び支部要員以外の知事部局の職員並びに京都府監査委員事務局、京都府人事委員会事務局、京都府労働委員会事務局及び京都府海区漁業調整委員会事務局に属する職員（以下「委員会及び委員事務局の職員」という。）の動員についても(1)と同様にする。

3 動員要請

(1) 動員の連絡系統

図3.1.2 動員の連絡系統図



(2) 動員の方法

ア 動員の伝達は、災害対策本部指令により無線又は電話若しくは連絡員等の方法で、(1) の系統によって行う。

イ 勤務時間外の場合の動員の伝達は、各部活動計画によるものとするが、電報又はポケットベルにより動員するときは、次の文章を使用するものとする。

略文……………サイガイ コイ フ

解読文……………災害緊急事態のため至急出動せよ 京都府

ウ 職員の動員は、災害対策本部職員については災害対策本部の指令により動員班長が（緊急の場合にあっては、調整班長と動員班長との協議により動員班長が）、地方機関の職員については災害対策支部長がそれぞれ実施するものとする。

エ 京都市内地方機関の職員の動員は、動員班長が本部各部主管班長を通じて動員するものとする。

オ 京都府監査委員事務局、京都府人事委員会事務局、京都府労働委員会事務局等に属する職員の動員は、動員班長が事務局長を通じて行うものとする。

カ 京都海区漁業調整委員会事務局に属する職員の動員は、当該事務局所在の対策支部長が事務局長を通じて行うものとする。

4 自動参集

府の地域に震度4以上の地震が観測されたとき、又は津波注意報、津波警報若しくは大津波警報が発表されたときは、別途定める職員は、あらかじめ定めた方法により、直ちに災害対策（警戒）本部又は支部（災害対策本部及び支部要員以外の知事部局の職員並びに委員会及び委員事務局の職員については勤務場所）に参集するものとする。

5 非常時専任職員

(1) 大地震による災害の発生時に災害対策本部等の必要な体制を確保するため、通常業務を離れて、災害対応業務に専任する職員をあらかじめ指定する。（以下「専任職員」という。）

(2) 専任職員は次の職務を行う。

ア 通常業務を離れ、危機管理監の直属のスタッフとして各部局（室）との調整等に関わる職務

イ 通常業務を離れ、危機管理監又は災害対策支部長若しくは副支部長の指揮の下、災害対策本部又は災害対策支部等の設置、情報収集等の初期業務に関わる職務

ウ 通常業務を離れ、災害対策支部長（京都市域での緊急事態にあっては、災害対策本部長）等の指揮の下、災害対策本部、災害対策支部、市町村災害対策本部、京都府災害ボランティアセンター等の支援、連絡調整等に関わる職務

(3) その他専任職員に関する必要事項は、別に定める。

6 府職員以外の協力

(1) 府退職者等協力制度

大規模災害時における災害応急対策のため、府の退職者並びに京都府の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例に定める団体及び府大学法人に勤務する者のうち、府からの事前の要請に応じ、府の指揮下で災害応急対策に従事することをあらかじめ承諾した者により予備的な体制を確保する。

(2) 活動の実施

全動員により対応する場合であって、さらに体制を拡充する必要があるときは、府退職者等協力制度に登録された者を、その都度、意向を確認した上で動員し、災害対策本部各班及び支部業務の人的サポート、居住地周辺における現地情報の報告、市町村業務の支援、専門知識を活かした業務支援その他必要な災害応急対策に従事させることができる。

7 動員状況の報告

災害対策本部設置後の有効稼働状況を把握するため、各部主管班長は、動員班長の指示するところにより、部内各班の動員状況を報告するものとする。

8 指定地方行政機関等の動員

指定地方行政機関及び指定公共機関等における応急対策要員の動員はそれぞれの機関において計画を定め実施するものとする。

9 市町村地域防災計画で定める事項

市町村災害対策本部の組織体制を確立するため、本部職員、消防職団員等の動員について、伝達系統及び伝達の方法等を具体的に定めるものとする。

(1) 動員の配備、伝達系統及び方法

ア 本部職員等に対する伝達

- ・平常執務時の伝達系統及び方法
- ・勤務時間外における伝達

イ 連絡責任者の設定

ウ 消防機関に対する伝達及び出動

(2) 他機関に対する出動及び応援要請

府及び他の市町村に応援協力を要請する必要がある場合における手段についてもその要領を定める。

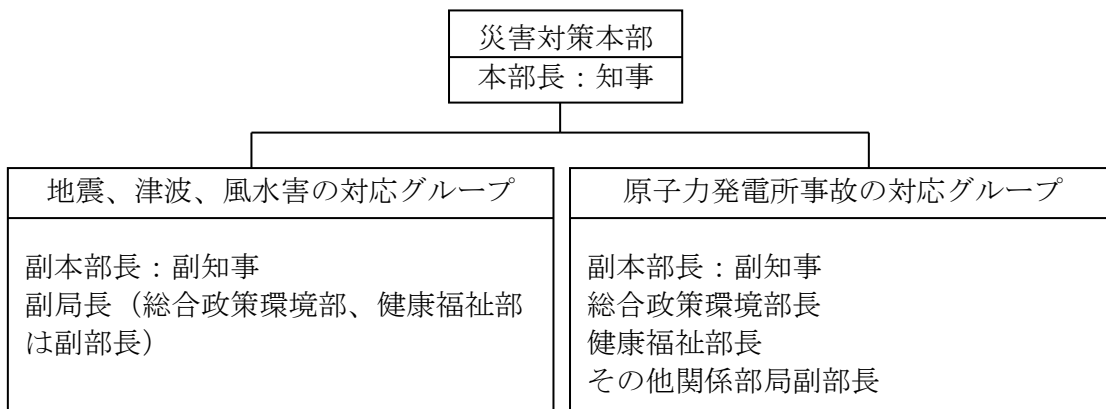
第9 京都府防災会議の開催

府の地域において、大地震による災害が発生し、各種の応急対策及び災害復旧について必要のある場合は、京都府防災会議あるいは京都府防災会議幹事会を開催し、関係機関相互の連絡調整その他必要な措置を行う。

第4節 複合災害時の対応

地震、津波、風水害、原子力発電所事故等が複合的に発生した場合（複合災害時）は、災害対策本部内に次のとおりグループを編成し対応する。

原子力発電所事故の対応グループは、総合政策環境部長、健康福祉部長、その他関係部局副部長をグループ員とする。



第5節 市町村の活動体制

第1 責務

市町村は、当該市町村の区域に大地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、第1次的に災害応急対策を実施する機関として、法令、府防災計画及び市町村防災計画の定めるところにより、他の市町村、府及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能をあげて災害応急対策の実施に努める。

また、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるよう努める。

第2 活動体制

市町村災害対策本部については、市町村災害対策本部条例で基本的な事項を定めるが、組織編成及び細部にわたる運営上の手続き等具体的な事項についても、震災の特性を考慮して所要の規程を整備する。

なお、本部長には市町村長をもってあて、本部機構は本来の行政機構を主体に機能別に編成するのが望ましい。

第3 動員体制

大地震による災害が発生した場合に、市町村災害対策本部の組織体制を確立するため、本部職員、消防職団員等の動員について、伝達系統及び伝達方法をあらかじめ具体的に定めておく。

1 動員の配備、伝達系統及び方法

(1) 本部職員等に対する伝達

- ア 平常執務時の伝達系統及び方法
- イ 勤務時間外における伝達

(2) 連絡責任者の設定

(3) 消防機関に対する伝達及び出動

第6節 指定地方行政機関等の活動体制

第1 責務

1 指定地方行政機関（第1編第2章第3節に定める指定地方行政機関）

府の地域に大地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、法令・防災業務計画及び府地域防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策をすみやかに実施するとともに、府及び市町村の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう必要な施策を講ずる。

2 指定公共機関及び指定地方公共機関

（第1編第2章第5節に定める指定公共機関及び同章第6節に定める指定地方公共機関）

府の区域内の指定公共機関、指定地方公共機関、公共団体、防災上重要な施設の管理者、その他法令の規定による防災に関する責任を有する者は、府の地域に大地震による災害が発生し、又は発生するおそれのある場合においては、法令、防災業務計画及び府防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策をすみやかに実施するとともに、府、市町村及び指定地方行政機関の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう必要な措置を講ずる。

第2 活動体制

1 組織等の整備

指定地方行政機関、指定公共機関及び防災上重要な施設の管理者等は、それぞれ「第1責務」を遂行するため、必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配備及びサービスの基準を定めておく。

2 職員の派遣

府災害対策本部長は、災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要があると認める時は、指定地方行政機関等の長に対して、その所属職員を必要な場所に派遣するよう要請する。

第3 動員体制

指定地方行政機関、指定公共機関及び防災上重要な施設等における応急対策要員の動員は、それぞれの機関においてあらかじめ計画を定めておき、これを実施する。

第7節 広域応援協力計画

第1 国に対する応援要請

1 知事は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があると認めるときは、災害対策基本法第29条第1項に基づき指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請し、又は同法第30条第1項に基づき内閣総理大臣に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣についてあっ旋を求める。（参考資料：資料編3-5）

内閣総理大臣及び指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対して職員の派遣の要請及びあっ旋を求めるときは、次の事項を記載した文書をもって行う。

- (1) 派遣を要請（あっ旋）する理由
- (2) 派遣を要請（あっ旋）する職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間

- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項

なお、指定行政機関及び指定地方行政機関は、知事、市町村長からの応援の要請を待つ暇がないと認められるときは、当該要請を待たないで、応援をすることができる。

- 2 知事は、応急措置を実施するため、又は市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、災対法第70条第3項に基づき指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し、応急措置の実施を要請し、又は求める。
- 3 知事は、地震、台風、水火災等の非常事態の場合においてこれらの災害が発生した市町村の消防からの消防組織法第44条の3の規定による応援要請に基づき、同条の規定により消防庁長官に応援要請する。

消防応援に関する緊急時の特例

- (1) 消防庁長官は、災害の規模等に照らし緊急を要し、都道府県の知事からの要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで、災害発生市町村のため、他の都道府県の知事に対し、消防の応援のため必要な措置をとることを求めることができるものとする。
- (2) 消防庁長官は、人命の救助等のために特に緊急を要し、かつ、広域的に消防機関の職員の応援出動等の措置を的確かつ迅速にとる必要があると認められるときは、災害発生市町村のため、他の市町村の長に対し、応援出動等の措置をとることを自ら求めることができる。

第2 他の都道府県に対する応援要請

- 1 知事は、災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第74条第1項に基づき他の都道府県知事に対し、応援要請する。
 なお、必要に応じて 全国知事会、関西広域連合に対し調整を要請する。
- 2 知事は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、「近畿2府7県震災時等の相互応援に関する協定」に基づき、応援主管府県の大阪府又は応援副主管府県の福井県に応援要請する。
- 3 知事は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」に基づき、近畿ブロック知事会の幹事府県に応援要請する。

第3 国による応援制度

- 1 応急対策職員派遣制度
 - (1) 府は、被災市町村の避難所の運営、り災証明書の交付等の災害対応業務を支援するため、関西広域連合と調整して、総務省等に対し、まず近畿ブロック内を中心とした地方公共団体による応援職員の派遣を要請し、それだけでは対応困難なときは全国の地方公共団体による追加の応援職員の派遣を要請する。
 - (2) 被災市町村は、災害マネジメントの支援が必要なときは、府を通じて総務省に対して、災害マネジメント総括支援員等から成る総括支援チームの派遣を要請する。
- 2 内閣府調査チーム

府及び市町村は、大規模な被害が想定される場合に、被害状況を迅速に把握し、被災自治体を支援できるよう直ちに派遣される内閣府調査チームに支援を要請する。

第4 市町村に対する応援指示等

- 1 知事は、市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするために、特に必要があると認めるときは、災対法第72条に基づき被災市町村長に対し応急措置について必要な指示をし、又は他の市町村長に対し被災市町村を応援するよう指示する。
- 2 知事は、消防庁長官の求めに応じ当該必要な措置をとる場合において、必要があると認めるときは、消防組織法第24条の3第2項に基づきその区域内の市町村長に対し、消防機関の職員の応援出動等の措置をとることを求める。

第5 広域的応援体制

- 1 災害の規模が大きく、被害が甚大な場合に、関西広域連合による広域応援体制の整備を図る。
- 2 関西広域連合構成府県及び連携県の区域（以下「圏域」という。）内で震度5強以上の地震が観測された場合、津波警報又は大津波警報が発表された場合若しくはその他必要と判断される場合は、情報収集のため、災害警戒本部を設置する。この場合において、危機管理総務課、災害対策課、原子力防災課及び消防保安課の6名による体制とする。

なお、圏域外で震度6弱以上の地震が観測された場合、その他必要と判断される場合も同様とする。

- 3 府警察本部は大規模災害が発生し、又は発生しようとしている場合に、広域的な災害警備活動にあたる警察災害派遣隊を編成し、広域応援体制の整備を図る。
- 4 人命の救助活動等をより効果的かつ充実するため編成した緊急消防援助隊による広域応援体制の整備を図る。
- 5 市町村等は、災害時における相互応援を円滑に実施するため、あらかじめ相互応援に関する協定などを締結する等、広域応援体制の整備に努める。

なお、市町村の相互応援については、「災害時における市町村相互応援に関する運用マニュアル」によるものとする。

第6 他府県又は市町村への支援

- 1 府職員の派遣についての協力

府内市町村、他の都道府県、関西広域連合等から職員派遣の要請又はあつ旋要求があったときは、地域や災害の特性を考慮し、所掌事務の遂行に支障がない限り適任と認める職員の派遣について協力するものとする。

さらに、被災市町村の被災状況に応じて、府内市町村の理解と協力を得て、必要な災害応急対応業務について応援体制として支援チームを確保する。

- 2 京都府災害時応援職員登録制度に基づく職員の派遣

(1) 概要

大規模な災害等の発生時に、府内市町村又は他の都道府県等が行う災害応急・復旧活動の支援を円滑に進めるために、府職員の迅速な応援派遣を行い、現地の状況に応じた的確な初動活動を行う要員を確保するため、災害支援の経験を有する者や災害支援に係る研修を受講した府職員を登録し、被災市町村等への迅速な派遣を可能とするための体制を構築する。

(2) 応援の実施

府内市町村、他の都道府県、関西広域連合等の長からの要請があった場合又は特に必要と認めた場合に知事が派遣決定し、概ね1週間以内の期間で、府内市町村又は他の都道府県等が行う被災者の救出、障害物の除去、屋根のシート張りその他必要な災害応急・復旧応援活動及び現地における情報収集活動を行う。

第7 近畿地方整備局

- 1 計画の方針

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下、「災害が発生した場合」という。）、近畿地方整備局は「災害時の応援に関する申し合わせ（平成17年6月14日締結）」に基づき、京都府に対し応援を行う。

- 2 計画の内容

(1) 応援の内容

- ア 被害情報の収集・伝達
- イ 災害の応急復旧
- ウ 二次災害の防止
- エ その他必要と認められる事項

(2) 応援の要請

京都府建設交通部長は災害が発生した場合、近畿地方整備局統括防災官へ口頭又は電話等により応援要請を行い、事後速やかに文書を提出する。

近畿地方整備局は、京都府から応援の要請を受け応援を行う場合は、京都府に応援する旨を口頭又は電話により伝え、事後速やかに文書対応を行う。

(3) 応援の実施

近畿地方整備局は京都府の応援要請に対し、災害対策用資機材等及び人員配置の状況を勘案し、可能な応援を行う

(4) 応援要請によらない応援

近畿地方整備局は災害が発生した場合、その事態に照らし特に緊急を要し、応援要請を待ついとまがないと認められるときは、被害情報の収集・伝達に関し独自の判断で応援を行う。

第8節 労務供給計画

(府商工労働観光部)

第1 計画の方針

災害応急対策を実施するにあたって災害対策本部要員及び奉仕団員等の動員のみでは労力的に不足するときにおける労働力の確保について定める。

第2 計画の内容

1 実施責任者

労働者の雇上げは、それぞれの災害応急対策実施機関において行うものとする。

2 労働者の業務範囲

災害応急対策の実施に必要な労働者は、次の業務を行う者に必要な補助者とする。

- (1) 被災者の避難 (2) 医療及び助産 (3) 被災者の救出 (4) 飲料水の供給
 (5) 行方不明者の捜索 (6) 死体の処理 (7) 救援物資の整理、輸送及び配分
 (8) その他災害応急対策に必要な業務

3 労働者確保の方法

- (1) 各災害応急対策実施機関は、不足する労働者の確保を府災害対策本部へ要請し、同本部はこれを取りまとめ商工労働観光部へ労働者の確保を指示する。

また、労働者の確保の要請に際し、各災害応急対策実施機関は、労働条件等を提示するものとする。

- (2) 対策本部から指示を受けた商工労働観光部は、京都労働局へ労働者の確保を要請する。

- (3) 確保した労働者は、各災害応急対策実施機関の指定する場所に待機させる。

商工労働観光部は、災害対策本部を通じてこの旨各災害応急対策実施機関へ連絡する。

- (4) 各災害応急対策実施機関は、労働者確保の連絡受理後速やかに労働者輸送等の措置を講じ待機場所において労働者を受け入れる。

- (5) 商工労働観光部は、平常時から労働者の確保の要請があり次第直ちに対応できる体制を確保する。

4 費用の負担

- (1) 労働者の雇上げに要する費用は、各災害応急対策実施機関の負担とする。

- (2) 労働者の賃金は、当該地域における通常の実費とする。

第3 市町村地域防災計画で定める事項

各市町村で災害応急対策を実施するに当たり、災害対策本部要員及び奉仕団員等の動員のみでは労力的に不足する時における労働者の確保については、第2節に準じて詳細に定めるとともに、管轄の公共職業安定所と緊密な連携をとるものとする。

第9節 職員の証票

災害応急対策において、府、市町村及び指定地方行政機関の職員が、災害対策基本法に基づき施設、土地、家屋又は物資の所在する場所、若しくは物資を保管させる場所に立ち入り、検査を行う場合における職員の身分を示す証票は、それぞれ所属の機関において発行する身分証明書とする。

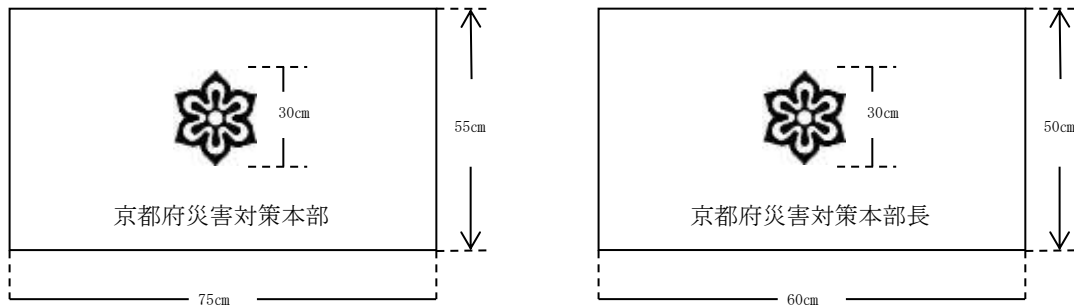
第10節 災害対策本部等の標識

第1 災害応急対策の業務に従事するときの関係機関の標識は、それぞれの機関において定めるものとする。

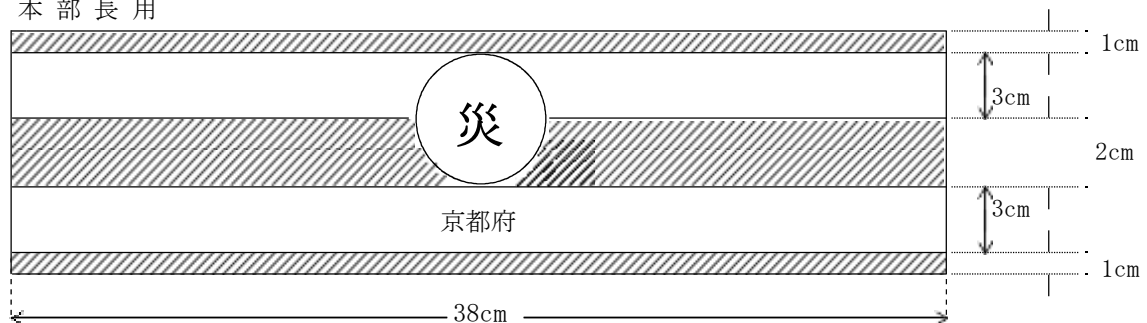
第2 京都府災害対策本部及び本部長の標識並びに腕章

京都府災害対策本部を設置し、災害応急対策の業務に従事する場合は、次の標識及び腕章をつける。

- 1 本部長用
- 2 副本部長、部長、副部長及び対策支部長用
- 3 班長及び対策副支部長用
- 4 本部及び対策支部要員用



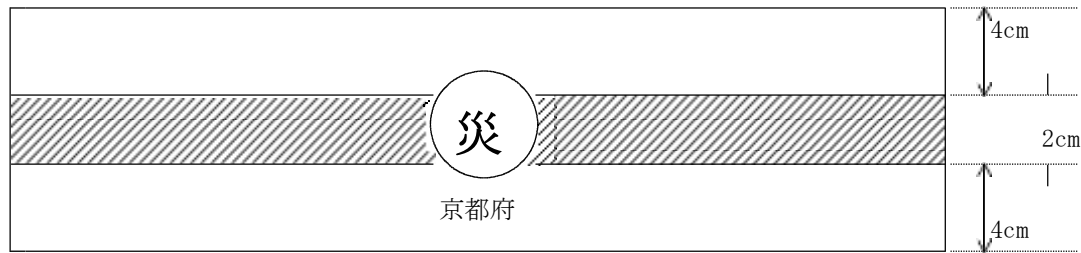
1 本部長用



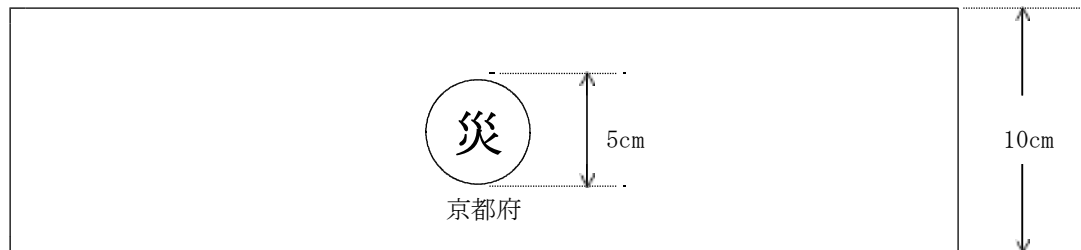
2 副本部長、部長、副部長及び対策支部長用



3 班長及び対策副支部長用



4 本部及び対策支部要員用



斜線の部分及び文字は赤色とする。

第 1 1 節 市町村地域防災計画で定める事項

市町村災害対策本部については、市町村条例で基本的な事項を定めるが、組織編成及び細部にわたる運営上の手続等具体的な事項について定めるものとする。

1 市町村災害対策本部の設置及び閉鎖の基準

2 本部の組織機構及び編成

本部長は市町村長をもってあて、本部機構は本来の行政組織を主体に機能別に編成するのが望ましい。

(1) 本 部

(2) 支 部

3 各部、班の任務分担

4 本部の標識及び職員の証票